

## 【Q 規程の整備】

**Q 来年度4月の施設オープンを目指して規程等の整備を図っているが、どのような規程を作成しなければならないか教えてください。**

A

社会福祉法人が整備すべき諸規程の主なものは次のとおりです。

- 1 基本規程
  - 定款（定款細則を含む）
- 2 役員等に関する規程
  - 役員・評議員報酬及び旅費規程
- 3 組織に関する規程
  - 法人組織規程
- 4 事業に関する規程
  - 運営管理規程（各事業毎に作成）
  - 情報公開・開示規程
  - 個人情報保護規程
  - 苦情処理規程（苦情対応規程）
  - 利用者の権利擁護規程
  - リスクマネジメント関連規程
  - 実習生等受入事務取扱規程
  - 消防計画、応援協定
  - 自動車管理規程
- 5 人事・労務に関する規程
  - 就業規則
  - パート職員就業規則
  - 給与規程
  - 旅費規程
  - 育児休業規則
  - 介護休業規則
  - 人事考課規程
  - 被服貸与規程
  - セクシャル・ハラスメント防止規程
- 6 庶務・経理に関する規程
  - 文書管理規程（文書保存規程）
  - 公印取扱規程

情報管理規程  
経理規程  
資金運用規程  
利用者預り金等取扱規程

法令の改正や業務の変更もあることから、定期的に規程の内容を点検し、必要な改正を行う必要があります。

なお、規程の改正は原則として理事会の承認事項です。